

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人みどり会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年11月29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・ 理事会を適正に運用すること。
- ・ 理事会及び評議員会の議事録は適切に作成すること。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	議事録上、理事会に代えて、監事にも理事と同等の議決権が付与された定款に定めのない「役員会」が設けられていた。 理事会は全ての理事で組織し、法人の業務執行の決定や理事の職務の執行の監督するものであり、一方、監事は理事会へ出席し異議を述べるなど理事の職務の執行を監査する立場であり、理事会の議決権は有しない。よって、理事と監事が同じ立場で議決権を行使することはそれぞれの役割が果たされていないだけでなく、理事会も正しく機能していない状態であると言わざるを得ない。 ついては、適切な法人運営を行うため、理事会を定款に従って開催するとともに、理事、監事、理事会は法令や定款に従いそれぞれの役割を適正に果たすこと。 (法第45条の13、法第45条の14第4項、法第45条の18、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条) (定款第18条、第23条、第24条)	再度、それぞれの役員の職責、職務内容を理解して適切な理事会を運営するよう努める。 また、理事会の議事録については、正確な議事録を作成する。
2	監事の資格要件として、①社会福祉事業について識見を有する者及び②財務管理について識見を有する者に該当する者がそれぞれ1名以上含まれている必要があるところ、令和6年6月26日の第1回評議員会で選任された監事2名とも財務管理について識見を有する者のことであった。 ついては、現任監事に社会福祉事業について識見を有する者に該当する者が含まれているか確認し、含まれる場合には当該者の資格要件の訂正を評議員会に諮り、含まれない場	記載内容の誤った説明資料で議決していた。改めて次回、理事会・評議員会にて訂正し周知する。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
	合は当該資格要件を満たす者へ改選すること。 (法第44条第5項)(審査基準第3の4(2)①及び②)	
3	役員の報酬等は、定款上、理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で支給することができる」と規定している一方、役員等の報酬及び費用弁償規定(以下「報酬規程」という。)では、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員会委員の報酬等の総額の範囲が定められており、理事及び監事に支給できる報酬等の総額が特定できない状態であったため、理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めるよう文書指摘したところである。 これを受けて、令和6年4月に報酬規程を見直し、理事等の報酬額算定方法が追加されていたが、理事及び監事の報酬等の総額の範囲については、追加されていなかった。 ついては、再度、評議員会において理事及び監事の報酬等の総額の範囲を定めること。 なお、報酬等の総額の範囲とは、各年度において支払うことができる「報酬」の上限額のこと、費用弁償は含まない。また、理事の総額の範囲と監事の総額の範囲を分けて規定すること。 (法第45条の35)(定款第21条)(役員報酬規程第2条)	再度、「役員等の報酬及び費用弁償規定」を見直す。
4	修繕費積立資産及び人件費積立資産を積立て目的以外に取崩していたが、取崩しの目的及び時期について理事会の承認を受けていなかった。 積立金は、理事会の決議の基づき将来の特定の目的の費用又は損失の発生に備えるために計画的に積み立てられたものである。 ついては、積立金を積立て目的以外に取り崩す場合には、目的、金額及び取崩しの時期を明示して、止むを得ないものとして理事会で承認された場合とするように留意すること。 (会計省令第6条第3項)(定款第24条)	積立金の目的外取崩しについては今後理事会の承認を得てから取崩しするよう留意する。
5	契約事務について、契約書が作成されていないもの(契約書を作成すべきところ請書を徴していたものを含む。)及び請書を徴していないものが散見された。 ついては、100万円を超える契約にあっては契約書を作成し、100万円以下又は理事長が作成不要と認める契約にあっては、契約の適正な履行	従来から発注実績のある業者には、契約書の作成を省略して発注していた。 100万円を超える契約については契約書を作成することとし、100万円以下の契約については、適切な契約の履行を確保するため、請書

文書指摘事項		是正・改善状況報告
	を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴すること。(理事長が作成不要と認める場合は、その理由を稟議書等で明らかにしておくことが望ましい。) なお、当該指摘は前回も同様の口頭指摘をしているにもかかわらず改善されていないので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善のための措置を講じること。 (経理規程第75条、第76条)	その他これに準ずる書面を徴することとする。